

鴨川リサイクルマーケット開催要領

1 趣旨

広く環境の保全等について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全等に関する活動を行う意識を高めるため設けられた鴨川市環境週間の関連行事として、また、国や千葉県において10月に実施される「3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間」の普及啓発活動として、ごみの排出抑制、不要品の再使用、ごみの資源化に対する意識の向上を図るため、リサイクルマーケットを実施します。

2 開催日

令和8年11月7日（土） ※雨天の場合は、11月8日（日）に延期

3 出店者の資格

県内に住所を有する20歳以上の者とします。

ただし、20歳以上の者が出店責任者の場合は、20歳未満の者も参加できるものとします。

4 出店申込みの方法及び定員

出店申込書に必要事項を記入し、令和8年10月29日（木）までに鴨川市環境課へ提出するものとします。

店舗数は15店舗を予定しています。出店希望者多数の場合には、申込先着順にて出店者を決定させていただきますので、ご留意下さい。

5 応募の周知について

広報かもがわ（10月号）、鴨川市ホームページに掲載。

6 出店者の受付及び出店区画割当て

出店者の受付時間は、午前8時30分から午前9時30分までとし、出店区画については、先着順により決めるものとします。

7 会場及び出店区画規模

会場は、千葉県立鴨川青少年自然の家（住所：千葉県鴨川市太海122-1）とし、区画規模は概ね3.5m×2mの予定です。

なお、搬入車両（1台）は会場敷地内、他車両は青少年自然の家駐車場を使用するものとします。

8 出店時間

出店時間は、午前 10 時から午後 3 時までとし、この時間以外に販売はしないものとします。（出店受付は 8 時 30 分から、出店準備は 9 時からとします。）

9 出店販売物品の制限

販売物品は、家庭生活上発生した不要品で使用可能な物とし、次に掲げる物は出店販売が出来ないものとします。

- （１）動植物（ハムスター、かめ、猫等の動物、植木等）
- （２）所有権移転に法令等の手続きを要する物品（自動車等）
- （３）著作権侵害物（複製した DVD、CD 等）
- （４）盗品
- （５）法律で交換等が禁止されている物、またはこれに準ずる物（有価証券等）
- （６）営業用物品（木工、手芸製品等、販売することを目的に新規に作った物）
- （７）農産物、海産物等（野菜、果物、魚介類等）

10 販売に関する苦情等の処理

苦情、事故等については、当事者間の責任において処理するものとします。

11 出店料

出店料は、徴収しないものとします。

12 ごみの処理及び会場清掃

出店者は、出店ブースから出たごみを自分で持ち帰るほか、開催中における割当て区画の周辺並びに終了後の会場内の清掃を行うものとします。

13 強風、雨天等、天候不良時の対応

天候不良で開催を 11 月 8 日（日）に延期する場合は、11 月 5 日（木）に決定し、出店者にご連絡します。